

## 売買取引の品目及び方法

久留米市中央卸売市場（青果部）

市場名	取扱品目	取引の方法の決定
久留米市中央卸売市場（青果部）	野菜、果実、鳥卵その他の生鮮食料品等（※1）	売買取引は、せり売り、入札、相対取引によるものとし、卸売業者は、その方法を事前に定め、公表しなければならない。

（※1）その他の生鮮食料品：卸売市場法第2条第1項に規定する生鮮食料品等

## 決済の方法

受託契約約款（※1）	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、受託契約約款を定め、市長へ届け出なければならない。
卸売物品の買受人の明示及び引き取り	卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等を買いった仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう、荷渡票又は標識等によって明示しなければならない。
仕切り及び送金	卸売業者は、販売委託者に対し、卸売の翌日までに売買仕切書を送付し、売買仕切金を支払わなければならない。 （支払の特約等がある場合はその日まで。） 売買仕切金の支払い方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによるものとする。
仕切り金及び送金に関する特約	卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について、委託者と特約を締結したときは、その内容・支払方法等を記載した書面を作成し、保存しなければならない。
買受代金の支払義務	卸売業者から卸売を受けた者は、その生鮮食料品等の引渡しを受けた翌日までにその代金を支払わなければならない。（支払の特約等がある場合はその日まで。） 卸売業者は、出荷者から生鮮食料品等を買いったときは、引渡しを受けた翌日までに、その代金を支払わなければならない。（支払の特約等がある場合はその日まで。） 仲卸業者から生鮮食料品等を買いった者は、その生鮮食料品等の引渡しを受けた翌日までにその代金を支払わなければならない。（支払の特約等がある場合はその日まで。） 仲卸業者は、卸売業者以外から生鮮食料品等を買いったときは、引渡しを受けた翌日までに、その代金を支払わなければならない。（支払の特約等がある場合はその日まで。） 買受代金の支払い方法は、現金、小切手、手形、送金又は電子決済のいずれかによるものとする。

(※1) 受託契約約款に記載すべき事項

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項
- (9) 委託手数料に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) 条例第45条第3項又は第80条の規定による場合に関する事項
- (13) 前各号のほか重要な事項